

登園・登所許可証明書

(千葉市版 H22.11 改訂)

氏名 _____

下記の疾患で平成 年 月 日から療養中のところ、現在軽快し他児への感染のおそれはないと思われますので平成 年 月 日から登園・登所してよいことを証明します。

記

該当疾患に ○	疾患名	出席停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	インフルエンザ	発熱後 5 日および解熱後 2 日を経過するまで。
	百日咳	特有な咳が消失するまで。
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
	腸管出血性大腸菌感染症	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	流行性角結膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	急性出血性結膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	A 群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後 24 時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで。
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで。
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで。
	伝染性紅斑	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登園・登所可能。
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登園・登所可能。
	手足口病	全身状態の安定した者は登園・登所可能。
	突発性発疹	解熱し、全身状態が回復するまで。
	伝染性膿痂疹	患部を覆えれば登園可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで。
	その他の伝染病 ()	

※ 生活での注意事項

()

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印